第1回奈井江町まちづくり町民委員会次第

日時

平成 20 年 10 月 20 日 (月)

			場所	午後6時00分 役場3階大会議室
1	開	会		
2	委嘱状态	₹र्ल		
3	町長挨	:拶		
4	委員の紹	四介		
5	委員長及	なび副委員長の互選について		
6	正副委員	員長挨拶		
7	町政運営	営等に関する主な動向について【 資料2、	5]	
8 (1	議 1) 奈井汀	題 [町まちづくり自治基本条例の概要につい	て	
(2	2) 奈井汩	[町まちづくり町民委員会の進め方につい	て【資	料3、4】
(3	3)奈井汀	[町のまちづくりに関する意見交換		
(4	4) その他	<u>L</u>		

9 閉

会

奈井江町まちづくり町民委員会設置条例

平成17年 6 月22日 条例第22号

(設置)

第1条 町民が主体となった自治の実現を目的としている奈井江町まちづくり自治基本条例(平成17年条例第12号)の円滑な推進を図るとともに、町民参加及び協働を基本としたまちづくりを積極的に進めるため、奈井江町まちづくり町民委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌します。
 - (1) 奈井江町まちづくり自治基本条例の推進に関すること。
 - (2) まちづくりの推進に関し必要と認められる事項について、町長に提言すること。
- 2 町長は、まちづくりの推進に関し必要と認められる事項について、委員会の意見を聴くことができます。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する15名以内の委員で組織します。
 - (1) まちづくりに識見を有する者
 - (2) 町内において活動する団体の構成員であって、当該団体が推せんする者
 - (3) 町民から公募する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 2 委員は、再任することができます。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置きます。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任します。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となります。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集します。
- 2 委員長は、会議に必要があると認めたときは、必要に応じて町職員に説明を求め、又は町民及び 専門家の意見を聴くことができます。
- 3 委員長は、第2条第1項に規定する事項を専門的、又は分科して協議する必要があると認めたと きは、部会を置くことができます。

(情報の共有)

第7条 委員会は、町民及び町議会と情報を共有するため、会議の結果及び資料等を公開します。 (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局をまちづくり課に置きます。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定めます。

町政運営等に関する動向(平成20年7月29日~平成20年10月20日)

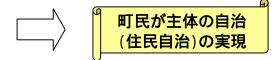
月	町議会	各種行事·大会等	場所	各種委員会等	情報公開·提供等	広域連携·交流等
7月		·老人スポーツ大会(29日)	体育館	·農業委員会総会(29日)		
				·教育委員会(30日)		
8月	·上川町議会視察来町	・産業まつり(23日、24日)	町民広場	·奈井江町·芽室町児童生徒交流会	・広報ないえ8月号発行	·広域連合第2回定例会(27日)
	(7日)			(4日)	(1日)	・札幌奈井江会ふるさと懇親会
	・まちづくり常任委員会			·青少年問題協議会(11日)	1.「子育て複合施設」愛称募集	(24日)
	(12日、27日)			·地域公共交通会議(22日)	2.長寿医療制度について	
	·名寄市議会視察来町			·農業委員会総会(25日)	·ないえIbox発行	
	(20日)			·教育委員会(29日)	(15日)	
	·補助団体監査(21日)				·白山地区町政懇談会(18日)	
	·特別会計決算、備品、学校監査				·茶志内地区町政懇談会(19日)	
	(26日)				·大和地区町政懇談会(21日)	
	・病院やすらぎ決算、備品監査				·厳島·宮村地区町政懇談会	
	(28日)				(22日)	
	·健全化判断比率等監查				·瑞穂地区町政懇談会(25日)	
	(29日)				·高島地区町政懇談会(27日)	
9月	·議会運営委員会(5日、12日)	·奈中学校祭(5,6日)	奈井江中	·町営住宅入居者選考委員会	・広報ないえ9月号発行	
	·第3回定例会(17日~19日)	·敬老会(20日)	公民館	(9日)	(1日)	
		・秋の交通安全大会及び	河川緑地公園	·福祉有償運送等運営協議会	1.特定健診について	
		無事故祈願祭(24日)		(10日)	2.産業まつりプレイバック	
				·農業委員会総会(30日)	・向ヶ丘地区町政懇談会(2日)	
					·南町地区町政懇談会(8日)	
					·北町地区町政懇談会(9日)	
					·本町、高島7区町政懇談会	
					(10日)	
					·東町、住友新町町政懇談会	
					(11日)	
					·ないえIbox発行	
					(15日)	
10月	·佐呂間町議会視察来町		江南小	・子どもの権利条例救済委員会		
	(14日)	·奈井江小学芸会(5日)	奈井江小	(3日)	(1日)	
		・町ゲートボール大会(8日)			1.町政懇談会	
		・ふれあいフェスティバル(11日)	公民館		2.議会だより	
					·ないえībox発行	
					(15日)	

奈井江町まちづくり町民委員会の概要

【平成 20 年 10 月 まちづくり課】

設置の目的は・・・

- ・まちづくり自治基本条例の推進
- ・町民参加と協働の推進



委員会の役割は・・・

【町民(委員)の立場から】

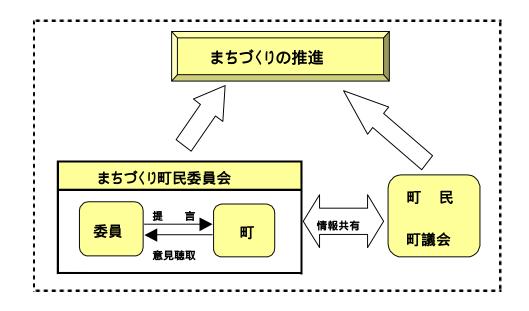
- ・日頃の自治活動における様々な課題やその解決策などの提言
- ・町政運営に対する意見 など

【町の立場から】

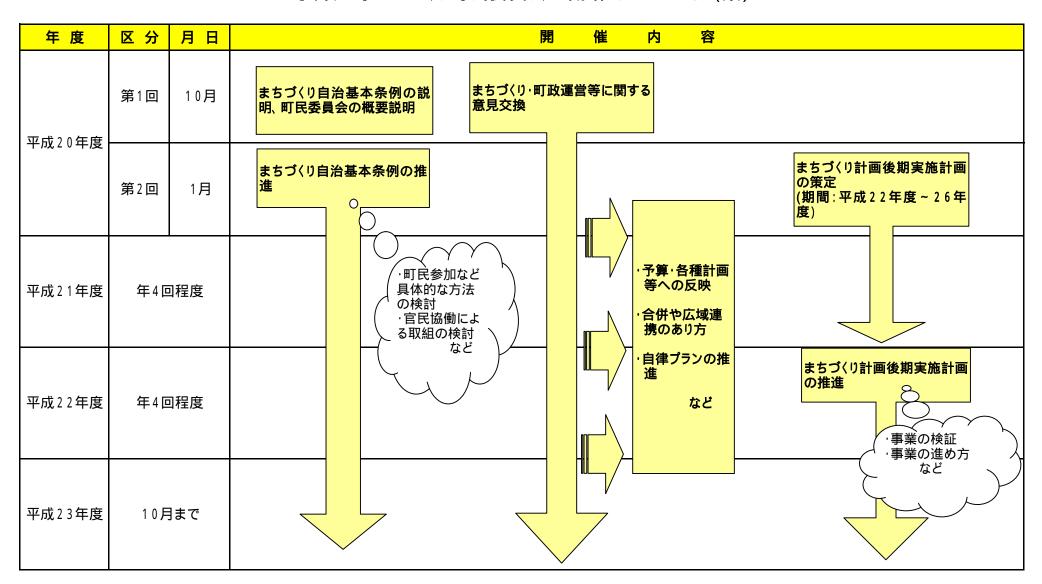
- ・町政運営に関する情報提供
- ・各種計画や事業等に対する町民意見の把握 など

【町民と町の共通の立場から】

- ・まちづくり自治基本条例の普及・啓発
- ・町民と行政との協働による町政運営の推進 など



奈井江町まちづくり町民委員会の概略スケジュール(案)



奈井江町の健全化判断比率等を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度 決算から毎年度、新しい財政指標 (「健全化判断比率」及び「資金不足比率」)を算定し、 監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、町民の皆さんに公表 することが義務となりました。

地方公共団体は、この「健全化判断比率」によって、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、平成20年度決算から「早期健全化段階」や「財政再生段階」になった場合には、「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を策定し、「財政の早期健全化」や「財政の再生」に取り組むことになります。

奈井江町の平成 19 年度の決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、全て健全段階となりました。

奈井江町の健全化判断比率

区分	奈 井 汀	囲丁	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-		15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	-		20.0%	40.0%
実質公債費比率	24.6%	ó	25.0%	35.0%
将来負担比率	158.0%	ó	350.0%	

赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「 - 」と表示しています。

<比率の概要>

区分	概	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算	筸
关貝が于に卒	定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率	
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対す	f
建	る比率	
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	

奈井江町の資金不足比率

区分	奈 井 江 町	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	-	20.0%
老人保健施設事業会計	-	20.0%
老人総合福祉施設事業会計	-	20.0%
下 水 道 事 業 会 計	-	20.0%

資金不足額がないため、資金不足比率は「 - 」と表示しています。

<比率の概要>

公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率